

栗東市創業支援融資案内 利子補給金のご案内

栗東市では、市内で新たに事業を行う事業者の負担の軽減と経営の安定化を図るため、創業のために必要な資金の融資を利用した事業者に対し利子補給を行います。

1. 対象となる融資資金

（株）日本政策金融公庫（国民生活事業）における融資制度のうち、新規開業向けの融資制度

2. 対象者

次の要件をすべて満たす方を交付対象者とします。

- (1) 市内で開業を予定していること又は開業していること
- (2) 日本政策金融公庫への融資申し込み時点で税務申告2期末満であること
- (3) 対象資金を当初の約定どおりに償還していること
- (4) 市区町村民税を完納していること
- (5) 対象資金について、他制度での利子補給金の交付を受けていないこと

3. 利子補給率等

利子補給率	上限額	備考
年1.0%以内	年15万円	毎年1月1日（初年度は融資実行日）から12月31日までに支払った利子に対して補給します。

※交付申請の総額が予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用されることがあります。

※利子補給率は融資利率を上回らない率となります。

※利子補給金額は、支払った利子額の範囲内で、1,000円未満は切り捨てとなります。

※利子の支払日のうち、約定返済日が金融機関の休業日に当たることにより、支払日が当該休業日の翌営業日となったものについては、約定返済日に支払われたものとして算定します。

4. 利子補給金の対象期間

- ・利子補給を受けることができる期間は最大で36ヶ月です。
- ・繰上完済、市外移転、廃業等の場合は、その時点（月）までが対象です。

応援
します！



【お問合せ先】

栗東市商工観光労政課商工・地域経済振興係

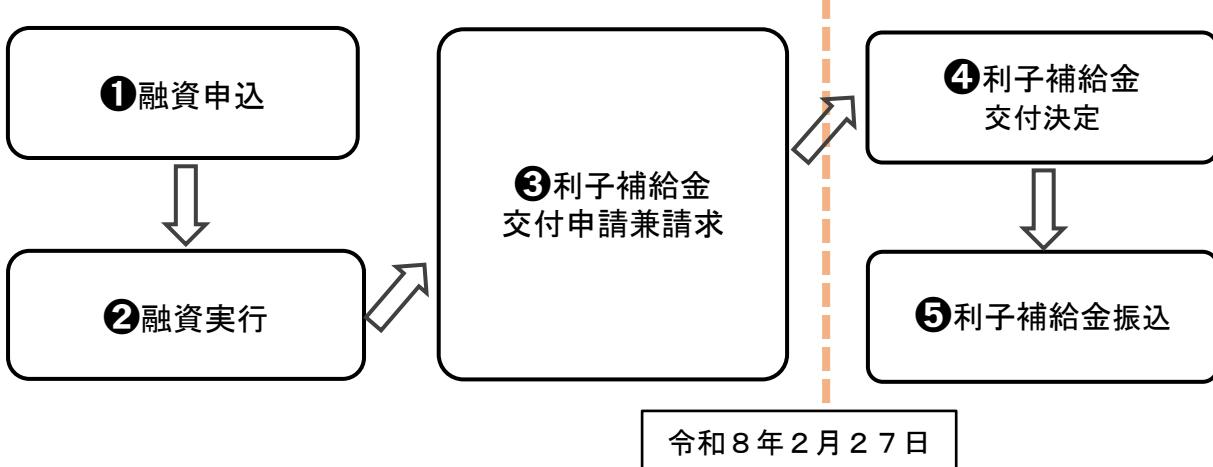
〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号（庁舎2階）

電話：077-551-0236 Fax：077-551-0148 E-mail：shoukan@city.ritto.lg.jp

くりちゃん
栗東市マスコット
キャラクター

（裏面もご確認下さい）

5. 利子補給金交付の流れ



①融資申込

- ・日本政策金融公庫へ融資申込をします。

②融資実行

- ・日本政策金融公庫より資金が振り込まれます。

③利子補給金交付申請兼請求

- ・令和8年2月27日までに「栗東市創業支援融資利子補給金交付申請書兼請求書」及び添付書類を市に提出します。

添付書類

- ・お支払額明細書（写）及び利息支払証明書（原本）

※毎年1月中旬頃に日本政策金融公庫より送付されます。

日本公庫ダイレクトからも入手可能です。

- ・市区町村民税の完納を証明する書類（原本：申請日から1ヶ月以内に発行したもの）
- ・市内で開業していること、又は市内で開業しようとしていることを確認できる書類（例：開業届、確定申告書等 ※受付印又はそれに準ずるもの添付が必要）
- ・振込先が確認できる書類（通帳の口座番号のわかるページの写し等）

【以下は初回申請又は変更があった場合のみ】

- ・お支払額明細書（写）
- ・個人情報の提供に関する同意書 等

④利子補給金交付決定

- ・交付申請書の受理後、市は内容を審査し、適当と認められる場合は「栗東市創業支援融資利子補給金交付決定通知書」により事業者へ通知します。

⑤利子補給金振込

- ・利子補給金交付申請書兼請求書に基づき、市から指定の口座に補給金を振り込みます。

※2年目以降は、③～⑤の手続きを行なっていただきます。